

北京行動綱領及び女性2000年会議成果文書の実施状況に関する国連からの質問状について 一日本政府が回答に盛り込むべき内容への私たちの意見

2004年1月31日 新日本婦人の会

第1部：男女平等の促進及び女性のエンパワメントにおける成果と課題の概観

1999年、男女共同参画社会基本法とそれにもとづく基本計画がつくられたことは評価できる。児童買春・児童ポルノ処罰法、配偶者からの暴力防止法(DV防止法)等の成立・施行など、女性たちの運動や世論の高まりを反映して、一定の制度的な前進があった。NGOとの関係については、意見募集期間が短い、インターネットへのアクセス手段をもたないNGOへの対応が不十分、一方通行的な会議運営などには不満はあるが、担当部局のそれなりの努力はうかがえる。

しかし、女性の社会参画・意思決定への参加度合いを計るジェンダー・エンパワメント指数(GEM)最新統計で70か国中44位と先進国最低であること、2003年の国連女性差別撤廃委員会で、雇用における差別解消や仕事と家庭の両立支援策、民法改正、「従軍慰安婦」問題の解決など、22項目にわたるきびしい勧告等が日本政府に出されたことをみても、日本における男女平等の促進と女性のエンパワメントは、根本的な課題を抱えたままである。

これらは、男女共同参画社会基本法や基本計画にもともと重大な弱点があること、女性たちが支持する施策の推進は抵抗勢力の妨害で遅々としてすすまないことなど、いずれも、日本政府が男女平等をすすめる確固とした姿勢をとっていないことと無関係ではない。

女性たちが、名前も明快で実効ある「男女平等基本法」を求めたにもかかわらず、法律は男女共同参画社会基本法になった。その後、政府の施策や文書からは「男女平等」の文言が消え、「男女共同参画」に置きかえられた。女性団体などが意識的に「男女平等」の言葉を使う以外、企業や地方自治体をはじめ社会的には「男女共同参画」に変わってきている。この言葉自体は、使い方によっては重要なものである。しかし、政府と財界のねらいは、職場や家庭、社会に根強く残る男女不平等や差別の実態を明らかにせず、差別撤廃をあいまいにしたり、解決の方向をすりかえることにあったのではないかと疑わざるを得ない。

男女共同参画社会基本法第1条の目的にある「社会経済情勢の変化に対応できる」との文言は、私たちが基本法にふさわしくないと削除を要求したものだが、今日、経済のグローバル化に対応するとして、政府や財界がリストラ・解雇による失業や就職難、不安定雇用を激増させ、労働者のくらしや社会保障を切りすてる「構造改革」の政策を、女性施策にそのまま持ちこむ根拠となっている。「多様で中立的な働き方」の美名のもとに、労働条件がより劣悪なパート・派遣労働への就労が奨励、当然視され、いまや女性労働者の約5割が非正規雇用で、全体として男女の賃金格差が拡大している。女性の不安定雇用化は、実質的な平等とエンパワメントへの大きな障害となっている。また、家庭生活と両立できない労働条件や「カローシ」を生む長時間過密労働、保育所不足や育児支援の遅れ、高い教育費などのもとで、子どもを産みたくても産めない状況は改善されず、少子

化はますます深刻である。さらに、税制の配偶者特別控除について、「専業主婦を優遇し不公平」との不満の声を逆手にとって廃止、勤労世帯への増税を押しつけた。今後も、生活費非課税の原則にもとづく基礎控除引き上げをしないまま、配偶者控除などの廃止で増税を計画している。女性の経済的自立を保障する年金の改革も先送りし、保険料の引き上げと給付の引き下げという、痛みだけがのしかかっている。「平等」や「自立」、「男女共同参画社会の形成」を口実にして、女性の経済的社会的条件や基盤をほりくずし、男女平等の促進や女性のエンパワーメントを阻害する事態が進行していることは、重大な問題である。

日本は唯一の被爆国、過去の侵略戦争の反省から戦争放棄の憲法をもつ国であり、女性差別撤廃条約がうたう“国の主権の尊重や紛争の平和的解決”へ、先頭に立つべき国である。ところが日本政府は、「イラクは大量破壊兵器をもっている」と嘘をでっちあげ国連憲章と国際社会を無視して不法な侵略戦争と占領を強行してきたアメリカいなり、「人道復興支援」の名目で、戦後はじめて戦地への自衛隊派兵を強行した。日本国憲法と世界平和・核兵器廃絶を求める女性たちのつよい願いをふみにじる暴挙である。日本を「戦争する国」に変えるために、有事体制づくりや憲法改悪にまでつきすすもうとしている政府の危険な政策は、けっして許されるものではない。

侵略戦争賛美、古い家族制度の復活を求める勢力が、右派メディアも動員して、「ジェンダーフリーは家庭をこわす」「性教育はフリーセックスを助長する」「ジェンダー論者は一部の過激分子」などと攻撃する“バックラッシュ”をつよめている。かれらは、国会や地方議会の場で、教育現場で、メディア、自治体後援の講座などを使って、家庭での平等や選択的夫婦別姓制度の導入など民法の改正、男女平等教育やリプロダクティブ・ヘルス/ライツにもとづく性教育、地方自治体の男女共同参画(平等)条例づくり、「従軍慰安婦」問題の解決などを敵視、攻撃している。たとえば、愛媛県松山市では、新婦人をはじめ女性団体・市民団体がすばやく運動し、企みを許さなかったが、施行されたばかりの自治体条例から「ジェンダー」などの言葉を削除せよと、市長が右派勢力の圧力を背景に不当な提案をしてきた。東京都では、ある養護学校で教師集団と保護者などが共同して実践してきた性教育を、都教育委員会や一部都議会議員、右派メディアが攻撃し、校長や教員らを処分する事件にまで発展している。また、政府要人や国会議員による「レイプ容認」発言などをはじめ、女性蔑視発言が大問題になった。

競争・管理主義教育と弱肉強食社会、くらしの悪化と将来不安、煽られる消費や「性の商品化」、いとも簡単に人が殺傷されるテロや戦争など、子どもたちをとりまく環境は激変し、犯罪の頻発や低年齢化なども、大きな社会問題になっている。この1月の国連子どもの権利委員会による第2回日本政府報告書審査では、委員会から、子どもの意見尊重や表現の自由および結社の自由、子どもの虐待及び遺棄、思春期の子どもの健康、教育制度、性的搾取及び人身売買など、29項目にわたる具体的な懸念事項や勧告が出されている。

北京行動綱領及び女性2000年会議成果文書の実施に責任をもつ日本政府が、財界と一体となつてすすめている競争と利潤最優先、人権と民主主義じゅうりん、戦争推進の政策は、ジェンダーの視点や男女平等促進の立場とはぜつたいに相容れない。ここに、世界第2位の「経済先進国」でありながら、日本が女性の地位で後進国にとどまっている大きな原因があると考えられる。

第2部: 北京行動綱領の重大問題領域及び第23回国連特別総会で特定された更なるイニシアティブと行動の実施における進展

A 女性と貧困

- ◇ むだな高速道路やダム、空港の建設、干拓など、開発至上主義による公共事業優先の税金の使い方が相変わらず続いている。国民のくらし、福祉、教育の充実に税金を使う本来の政治が求められる。日本のODAも、現地の女性や子ども、住民の生活や教育などに直接役立つものに徹することが必要である。
- ◇ 母子家庭の収入は、一般家庭の約3分の1にとどまっている。その支援のために、児童扶養手当や児童手当の拡充、母親への就労支援や生活できる賃金保障の対策をとることが必要である。
- ◇ 女性が受けとる年金は、平均で男性の6割から8割、一人では生活できず、安心してらせる年金制度への改善は急務である。介護保険制度は、高い保険料を払っても審査結果によっては利用できない、利用できても別に利用料がとられるなど、「保険あって介護なし」の矛盾があり、減免制度の拡充や基盤整備などが求められている。

B 女性の教育と訓練

- ◇ 女性の高学歴化が定着している。教育を男女平等や人権意識を促進する確実な保証にしていくためにも、教育政策の基本に女性差別撤廃条約や子どもの権利条約の理念を明記し、カリキュラムや教科書に盛り込むことが必要である。いっそうの競争教育で一部のエリートと多くの従順な人間づくり、愛国心や道徳を押しつけ戦争する国家づくりをねらう教育基本法改悪は、両条約とは相容れないものであり、中止すべきである。
- ◇ 女性による自由な職業選択のためにも、教育と訓練をより広げることが求められる。高校や大学を卒業した青年の就職難や失業は深刻であり、自分の能力をいかし、自立できるよう、就職と労働条件整備の特別対策を、政府の責任でおこなうことが急がれる。
- ◇ 国による教育予算削減は、学費高騰などをもたらし、教育の機会均等をくずすため、やめるべきである。女性教育の振興をかける国立女性教育会館の独立法人化は、その目的を後退させる。国の予算で運営すべきである。
- ◇ いまだに残されている、公立学校における男女別学をなくすことが必要である。

C 女性と健康

- ◇ 健康問題への女性の関心はつよく、女性専門外来ができるなどの前進もある。しかし、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの立場に立った、生涯を通じた女性の健康支援の法的整備はない。保健所も統廃合されている。早期から人権にもとづく性教育、エイズをはじめ性感染症への知識や対策、更年期障害ケアなど、児童期から老齢期にいたるまで、きめこまかな健康相談や情報提供が必要である。
- ◇ 妊娠・出産、避妊、女性特有の疾病への支援が十分ではない。妊産婦検診や不妊治療、避妊薬ピルへの保険適用などが求められる。乳がんによる乳房再生整形手術などへの保険適用も速やかにおこなうべきである。乳幼児医療費の無料化や小児救急医療の拡充も緊急に求められている。

D 女性に対する暴力

- ◇ 女性への暴力は人権を侵す犯罪であることを明確にし、基本的人権の尊重を幼少期から家庭や学校、社会で教育・啓蒙することが必要である。
- ◇ DV防止法が施行されたことは評価できる。現在、法の見直し時期だが、暴力の定義や加害対象、保護対象の拡大をはじめ、女性たちの切実な願いに応える法改正を速やかにおこなうべきである。シェルターの増設や被害女性の自立支援などの施策が求められる。あわせて、暴力の再生産をたちきるために、加害男性の更生のための本格的なプログラムと教育、社会的啓蒙が必要である。外国人女性のDV被害防止も切実である。相対的に軽い強姦罪への刑罰を重くすべきである。
- ◇ 職場、学校、社会などあらゆる場からセクシャル・ハラスメントをなくすために、実効ある法整備と施策が求められる。
- ◇ いわゆる「従軍慰安婦」問題は、謝罪や賠償、加害者処罰など、一日もはやい解決が必要である。それは、被害者・国と国際社会への日本政府の責任である。議員立法として提出されながら廃案になった「戦時性的強制被害者問題解決法案」の成立に努力すべきである。

E 女性と武力紛争

- ◇ 紛争の防止と解決及び平和構築における女性の重要な役割を考えるさい、一番大事なことは、紛争防止である。アメリカによる核使用をふくむ先制攻撃戦略は、国連憲章違反であり、世界平和の脅威である。被爆国で戦争放棄の憲法をもつ日本の政府としてつよく批判すべきである。米英によるイラクへの戦争は大義なき侵略戦争であり、占領をただちにやめ、主権をイラク国民に返還し、国連主導の復興支援にきりかえることが急がれる。
- ◇ 憲法違反のイラクへの自衛隊派兵をただちに中止し、平和憲法をもつ日本にふさわしい外交と国連主導によるイラク人道復興支援をおこなうべきである。
- ◇ アメリカの不法な戦争を支持しながら、紛争下の女性への支援を言っても筋が通らない。紛争下および紛争後の女性と女兒の権利を保護する人道支援を積極的におこなうためにも、日本は戦争放棄の国にふさわしい平和外交をつらぬきながら、女性への積極的支援を実施していく必要がある。

F 女性と経済

- ◇ 小泉「構造改革」は男女ともに史上最悪の失業をもたらしている。政府はリストラ支援や労働法制の改悪をやめ、解雇規制、失業対策、雇用創出に真剣に努めるべきである。
- ◇ 間接差別や男女賃金格差の是正のためにも、男女雇用機会均等法に間接差別禁止・罰則規定を盛り込み、実効ある改正が必要である。パートや派遣など非正規労働者を、安上がりの雇用として激増させる政策をやめ、賃金是正・均等待遇の実現のための実効ある法改正と施策をとるべきである。雇用上のすべての差別を禁止したILO111号条約やパートの均等待遇をうたった175号条約の批准などを急ぐべきである。
- ◇ 男女ともに、時間外・深夜・休日労働を禁止し、労働時間の短縮をはかるべきである。違法なサービス残業(ただ働き)をやめさせ、改善措置を徹底する必要がある。育児介護休業制度を、有期契約労働者をふくめ、必要とするすべての女性にとれるように、また男性も積極的に取得できる制度に改正することが急がれる。

- ◇ あいつぐ社会保障の改悪は、生活と将来不安をよびおこしている。雇用保険を改悪前に戻すとともに、健康保険の本人負担を直ちに2割に戻し、制度の改善をはかる必要がある。年金も保険料のあいつぐ値上げと給付の引き下げ、支給開始年齢の繰りのべなど改悪が強行されており、改悪前の水準に速やかに戻すことが求められる。女性独自の問題でも、離婚時の年金分割を実効あるものにし、3号被保険者問題の解決も国民すべてに保障される全額国庫負担による個人単位の最低保障年金制度の創設で可能になる。低所得者に負担が重く、不況をいっそう深刻にする消費税増税計画はきっぱり中止すべきである。
- ◇ 農業や自営業の女性の労働を評価し、税制や健康保険制度の改正が必要である。

G 権力及び意思決定における女性

- ◇ 日本の女性国会議員は他国とくらべて極端に少ない。その進出を阻んでいる小選挙区制をやめ、民意を公正に反映する比例代表を中心とする選挙制度に抜本改正する必要がある。政治を買収する企業・団体献金、憲法違反の政党助成金は、廃止すべきである。
- ◇ 国の審議委員の女性比率は増えてきたが、最初に結論ありきの感がいなめない。委員の選定も特定の団体・個人に偏るのではなく、ひろく女性団体からの推薦や公募による採用など民主的なものに改善が必要である。
- ◇ 国家公務員管理職に占める女性比率をもっと高めることは、政府みずからの責任でできることであり、積極的措置をとるべきである。国立病院などの独立法人化にともない、賃金職員を全員解雇するという厚生労働省の不当な方針はただちに撤回し、雇用を継続して正規職員にすべきである。

H 女性の地位向上のための制度的な仕組

- ◇ 女性差別撤廃条約の選択議定書をただちに批准すべきである。
- ◇ NGO の役割をいっそう重視し、意見表明や提言をおこなう時間的猶予や情報の公平な提供、政府との建設的討論の場を恒常的に保障することが必要である。

I 女性と人権

- ◇ 法のもとにおいて女性の人権が尊重され、男女平等をうたう憲法や女性差別撤廃条約の理念があらゆる法律につらぬかれるよう、法制上の見直しなどを急ぎおこなう必要がある。固定的な性別役割分担意識の是正のための積極的・系統的な広報・啓蒙、教育が求められる。そのためにも、古い家族観をおしつけ、男女平等教育などを攻撃するバックラッシュに毅然として対応する責任が政府にはある。
- ◇ 選択的夫婦別姓制度の導入や待婚年齢の男女差是正、婚外子の平等待遇など、民法の改正は一刻も待てないものである。
- ◇ 障害をもつ女性への生活上や経済的な自立支援がいっそう必要である。アイヌや在日コリアンなど、マイノリティ女性の人権の確立、差別是正と共生への必要な施策が求められる。
- ◇ 売買春の温床となっている風俗営業の業者や買春者は野放しにし、処罰を科す対象を女性のみに行っている現在の売春防止法を抜本的に改正する必要がある。
- ◇ アジアなどからの女性の人身売買(トラフィッキング)を厳正にとりしめる法的整備が必要である。日本は、国連の「人の密輸」に関する選択議定書を批准すべきである。

- ◇ 被害女性の保護・支援施設や体制の拡充が求められる。

J 女性とメディア

- ◇ テレビや新聞・雑誌などメディアには、女性の人権を侵す性的・暴力的描写があふれ、インターネットや携帯電話を使ったポルノ画像の送信やビデオの販売、「出会い系サイト」での買春の斡旋も氾濫している。「表現の自由」の名のもとに、女性の人権を侵害することは許されず、法的規制が求められる。
- ◇ 旧態依然の性的役割分担意識のままに制作される番組やCMなどが少なくない。メディアに女性の参画が必要である。とりわけ社会的に大きな影響をもつメディアでは、制作者の側にたえずジェンダーの視点が求められる。
- ◇ 「性に関する固定的観念にとらわれない表現の促進」の具体化、ガイドライン策定のために、NGO の意見を反映できる協議機関を設置し、有効な施策をすすめる必要がある。

K 女性と環境

- ◇ 環境施策に生活者である女性の視点を反映させるために、その決定・参画に女性をふさわしい比率で加えることが必要である。
- ◇ 世界中の資源や食料を輸入・消費し、地球環境をこわす現在の施策をあらため、自国の森林の保護・育成、農畜産物自給率の抜本的向上へと転換する必要がある。
- ◇ 企業責任を明確にしたごみ発生源回避による総量の減量、分別、リサイクルの徹底で環境型社会へと国の政策を改めることが求められる。ごみの減量化に逆行するだけでなく危険な広域大型焼却炉やごみ固形燃料化(RDF) 推進は、中止すべきである。
- ◇ 予想される大地震対策、災害対策を抜本的につよめ、災害につよい町づくり、原発の総点検や操業停止、自然エネルギーへの転換、企業や家庭、社会からのエネルギー浪費の見直しなどをすすめるべきである。

L 女児

- ◇ 児童買春・児童ポルノ処罰法見直しにあたり、子どもの権利条約が定める「子どもの最善の利益」を確実に保証し、より実効性をもつ法律とすべきである。
- ◇ 援助交際や「出会い系サイト」の問題で、処罰されるべきは買春者や業者であり、少女を処罰の対象としてはならない。日本における買春容認の社会的風潮を克服するとりくみ、早期からの性教育や人権教育の推進こそ重要である。ポルノ及び性被害をうけた女児へのケアを重視すべきである。
- ◇ 女児をターゲットにした商品の氾濫、はびこる商業主義、女児などへの性的いたづらや傷害事件の多発など、子どもをとりまく環境の激変は日本社会のゆがみの反映である。人権と人間の連帯を大事にする社会づくりへの努力がいまこそ必要である。
- ◇ 無国籍児問題の解決に、急ぎ措置をとるべきである。

第3部: 制度的整備

- 1) 女性差別撤廃委員会の最終コメントでも評価されたように、一定の努力は認められる。
- 2) 同時に、同委員会の最終コメントにもあり、前記第2部でも詳述したように、各分野における制度的整備は非常に遅れ、問題が多い。とくに、民法の改正は棚上げ状態にあり、「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」に政府はまったく無関心である。労働や社会保障、税制などにかかわる法律は女性・国民にとって改悪につぐ改悪である。各種のILO条約を批准していないことも問題である。また、「日本の司法権の独立が侵される懸念」などという国際的に通用しない「理由」をあげて、女性差別撤廃条約選択書の批准を拒むことは、もはや許されない。

第4部: 主要な課題とそれに向けての行動

- 1) 今年3月の国連女性の地位委員会で、「男女平等を達成するための男性と少年の役割」が議題の一つになるが、この点でいくつか感じていることを記したい。
 - ① 国際婦人年以来30年、女性たちの運動や国連での各国政府・NGOの協力によって築き上げてきた国際的な到達点を、男女問わず、国会や地方議会、行政などの公務員はもとより、影響力の大きいメディア、さらに学校、企業、自治体、家庭など社会のあらゆる場で、本格的に学習・教育、啓蒙する必要がある。
 - ② とくに、それらの指導的地位にある人びと(男性が圧倒的に多い)に女性差別撤廃条約や子どもの権利条約、北京行動綱領、女性2000年会議成果文書、リプロダクティブ・ヘルス・ライツとは何かなどを学び、身につけてもらう必要がある。
 - ③ 男女平等、人権を、よりひろく女性に、そして、男性にも身につけてもらうためには、教育の場で、小学校の段階から、かみくだいて教え、討論するなかで、自分と第三者の人権を大切にできるようにすることがなによりも土台になると考える。
 - ④ いま、日本でおこっているバックラッシュを政府が黙認したままで、男女平等の達成、男女共同参画社会の実現はありえない。
 - ⑤ 「男女平等を達成するための男性と少年の役割」を深め、促進するうえで、性教育やDV問題、ジェンダー論などにかかわっている男性らと協働することが重要である。
- 2) 国連が、北京会議以後の行動綱領実施状況を把握し、成果例と障害となっている問題を明らかにし、21世紀の男女平等社会への展望を示すためにも、2010年に第5回世界女性会議を開催するよう、希望する。
- 3) 被爆国日本、戦争放棄の憲法をもつ日本の女性として、核兵器廃絶と軍縮のための国際平和女性会議の開催を希望する。